

民営の電気事業者に対し、発電設備や送電設備を第三者に譲渡することを強制した事例は実際にはあるのか？

丸山 真弘

【分離対象からみた送電分離-「発電の分離」と「送電の分離」】

送電分離を電気事業者のどの部分を分離するのかという点から見ると、「発電の分離」と「送電の分離」に大別できる。以下で、米国と欧州での事例を見てみる。

【米国での状況】

米国では、連邦が卸を規制し、州が小売を規制するという関係にある。このため、連邦のレベルでは送電の分離が、州のレベルでは発電の分離が、それぞれ議論の対象となった。

連邦レベルでは、1996年に連邦エネルギー規制委員会（FERC）が発したオーダー888で、ISO化が推奨された。さらに、1999年のオーダー2000では、制御エリア単位の運用の独立化を求めるISOから地域大での地域送電機構（RTO）が推奨されたが、いずれの場合も送電設備に対する所有権の分離を求める動きはなかった。これは、民営電気事業者に送電設備の分離を強制することは収用にあたり、正当な補償が必要とされるなど、私有財産権の保障との調整が必要であったことによる。

同じようなことは州のレベルでもいえる。小売自由化に関する制度改革の実施を決めた州は、その後自由化実施を断念した州も含めると25州（含ワシントンDC）ある。その内10州で、既存事業者に対して所有する発電設備や発電容量に対する権利を第三者に譲渡することが制度上求められた。しかし、その多くは「譲渡を推奨する」あるいは「譲渡した場合には一定の特典を付与する」というものであった。事業者の意思に関わらず、設備等の第三者への譲渡を強制する規定を設けた州は、メイン州とニューハンプシャー州の2州しかなかった。このうちメイン州では、州最大の事業者が発電設備の譲渡に同意していたという事情があった。これに対してニューハンプシャー州では、事業者が強制的な譲渡に抵抗したことから自由化の実施が遅延した。しかも、その後のカリフォルニア電力危機を受け、事業者が発電設備を第三者に譲渡することを禁止する法改正が行われるというおまけもついた。

【欧州での状況】

域内市場の創設がEUの命題であることから、EUのレベルでは送電の分離が問題となっている。EU委員会の資料によれば、2009年時点でEU27か国の内、既に15か国で送電部門に対する所有権の分離が実施されている。ただし、民営事業者が送電部門を分離した例はドイツしかない。その他の事例は、国有事業者から送電部門を分離したが、送電事業者は国有のままである（スウェーデン、スロバキア、スロベニア等）、自治体営の発電事業者が民営化し、外資に買収されることになったため、発電事業者の子会社であった送電事業者を国有化した（オランダ）といった、国や自治体の支配する事業者を対象とするものである。

しかも、ドイツで送電部門の分離を実施した E.ON も、EU 競争法違反の疑いをかけられ、巨額の制裁金の支払いを求められたことを嫌い、違反調査の打ち切りの見返りとして送電部門の譲渡に踏み切ったという経緯がある。つまり、欧州でも、事業法のレベルで送電設備の第三者の譲渡を強制した事例はないといってよい。なお、発電設備についても、設備等の譲渡を求められた事例はあるが、それは EU 競争法上の合併等の条件として求められたものである。

電力中央研究所 社会経済研究所 電気事業経営領域 領域リーダー 上席研究員

丸山 真弘 / まるやま まさひろ

1990 年（財）電力中央研究所 入所

2001 年より 1 年間 全米規制研究所に客員研究員として派遣

2009 年 7 月より 社会経済研究所 エネルギー事業政策領域 領域リーダー

2011 年 7 月より 社会経済研究所 電気事業経営領域 領域リーダー

研究分野：電気事業法制度論 コーポレート・ガバナンス論